

作業完了議題	各国の対応
<p>(10) 「物理的作業グループに関するガイドライン案」と「電子的作業グループに関するガイドライン案」</p>	<p>○第19回会議(2003年11月:H15) ・各国のコメントを踏まえて改訂し、次回会議でさらに検討することになった。</p> <p>○第21回会議(2004年11月:H16) ・物理的ワーキンググループについて ・透明性の確保のため別途定める場合を除きオブザーバーの参加を認めること及び3つの公用語訳をつけること等の修正がされた。 ・総会での採択を求めることとなった。</p> <p>・電子的ワーキンググループについて ・物理的ワーキンググループと同様の修正に加え、コーデックスコンタクトポイントを通じて参加者の登録を行うべきこと等の修正がされた。 ・総会での採択を求めることとなった。</p> <p>(注)第28回総会にて採択された。</p>
<p>(11) CACの活動における国際的非政府組織の参加に関わる原則の再検討</p>	<p>○第20回会議(2004年5月:H16) ・次回会議にて検討することとなった。</p> <p>○第21回会議(2004年11月:H16) ・INGOより、最低年数や活動地域の要件に対し、反対の意見が提出された。 ・各国からは、参加資格剥奪の手続きについて透明性を失わないようにとのコメントが提出され、修正し、総会に諮ることとなった。 ・日本からは特段の発言を行わなかった。</p> <p>(注)第28回総会にて採択された。</p>
<p>(12) 手続き規則 VIII.5 「オブザーバー」の改正案</p>	<p>○第20回会議(2004年5月:H16) ・改正案を第27回CAC総会に提出することが合意された。(ALINORM 04/27/33A APPENDIX III)</p> <p>(注)第27回CAC総会において出席国数が定足数を満たさなかったため、次回総会に先送りとなった。</p>
<p>(13) 手続規則の規則 IV.1の「代表」についての解釈</p>	<p>○第21回会議(2004年11月:H16) ・執行委員会の構成メンバーでは、7つの地域より1ヶ国が代表国として参加するが、北米地域は米国、カナダの2ヶ国のみであることから、議長、副議長も執行委員会の「代表」メンバーと解釈すれば、北米地域としての代表が不在となる可能性がある。 ・FAO法務部の代表は、議長・副議長がその任に当たる際には、自国代表ではなく、個人の資格でコーデックス全体の利益を代表するものであり、手続き規則の「代表」には含まれないと解しうる旨説明した。 ・しかし、議長・副議長も「代表」に含めるかどうかにつき意見が割れ、オランダ、ベルギーなどは、上記の北米地域の問題は地域の区分を見直すことにより解決可能と主張した。 ・本件は、今後総会に助言を求めることとなった。</p>
<p>(14) 執行委員会におけるオブザーバー資格に関する検討</p>	<p>○第21回会議(2004年11月:H16) ・ウェブによる中継、ヒアリング会場の設定などの案についてコストを中心に事務局より説明があり、最も安い方法を事務局で模索することとなった。 ・日本からは特段の発言を行わなかった。</p> <p>○第24回会議(2007年4月:H19) ・コーデックスにおける非政府系国際組織のオブザーバーとしての活動の必要性は認識されているが、オブザーバーの資格要件の見直しに伴い、資格の取り消しをどう規定するかについて検討された。 ・最終的に“Principles Concerning the Participation of International Non-Governmental Organization in the Woke of The Codex Alimentarius Commission”のセクション6の第1項の文章中で「オブザーバーステータスが付与された時点に適用された基準を満たさなくなった場合」という記述を「セクション3及び4の基準を満たさなくなった場合」と改訂することで合意した。</p> <p>(注)総会で承認された。</p>
<p>(15) 正式会合における発言に関する手続き規則の修正についての検討</p>	<p>○第21回会議(2004年11月:H16) ・評価レポートでは、代表団のチーフについて問題点が指摘されているが、規則の改正案では、代表団の構成員が発言する場合の手続きとなっており、解決策となっていないとの指摘がなされた。 ・しかし、事務局より、現在部会のガイドラインに書かれている原則を総会にも定めるだけとの説明があり、原案で総会に諮ることになった。</p>

作業完了議題	各国の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本からは特段の発言を行わなかった。
<p>(16) 執行委員会構成メンバーの任期の明確化</p>	<p>○第21回会議(2004年11月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会議長、副議長、地域代表国及び地域調整国の任期について整合性を図るため、任期は選出された総会から次々回の総会までの期間、再選は1回とすることが妥当であるという意見が多かった。 ・しかし、それぞれの任期開始時期を合わせるかどうかの検討を要すること及び本件について手続き規程の改定検討を総会から特段付託されていないことから、任期のシミュレーションを含む更なる討議資料を事務局が作成し次回本部会にて検討することとなった。 ・日本からは、任期は選出された総会から次々回の総会までの期間、再選は1回という考え方を支持するとともに、任期年数に上限年数4年をもうけるべきとの発言を行い、今後の検討の方向として上限年数の提案が記録された。 <p>○第23回会議(2006年4月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンバーの任期は、選出された総会から次回総会までの期間で、再選は1回、最長任期は4年までとする基本方針にそって修正したRule III Officer、Rule IV Coordinators、Rule V Executive Committeeの改訂条文については第29回総会に採択を求めることが合意された。 <p>(注)第29回総会にて改訂条文は承認された。</p>
<p>(17) CCFAC に適用されるリスク分析原則案</p>	<p>○第21回会議(2004年11月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容について検討し、第28回総会にStep 8として採択するよう勧告することが合意された。 <p>(注)第28回総会では一部文句の修正を施し、承認された。</p>
<p>(18) 食品及び食品群中の汚染物質及び毒物の暴露評価に関するCCFAC方針案</p>	<p>○第21回会議(2004年11月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容について検討し、第28回総会にStep 8として採択するよう勧告することが合意された。 <p>(注)第28回総会で承認された。</p>
<p>(19) コーデックス規格の受諾及び通告に関する手続き</p>	<p>○第21回会議(2004年11月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本規定は現在空文化していることから、受諾及び通告に関する手続き規定を廃止すべきとの意見が出された。 ・しかし、「コーデックス委員会手続きマニュアル」のうち削除・改訂を要する文書、条項が複数存在し、具体的な改訂箇所が不明確だったため、事務局が受諾手続きに関する改訂案を作成し、次会本部会にて検討することとされた。 <p>○第22回会議(2005年4月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「受諾手続きの廃止によって生じる手続きマニュアルの改訂案」の内容を検討し、第28回総会での採択を求めることとなった。 <p>(注)第28回総会にて承認された。</p>
<p>(20) 議長選出に関する手続き規則改正案</p>	<p>○第22回会議(2005年4月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容について検討し、総会での採択を求めることとなった。 <p>(注)第28回総会にて採択された。</p>
<p>(21) 「暫定」の定義について</p>	<p>○第22回会議(2005年4月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局がディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなった。 <p>○第23回会議(2006年4月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・”暫定措置”の用語は食品安全に関わる規格の採択では原則として用いるべきではないとの趣旨の提言を取りまとめ、第29回総会での採択を求めることとなった。 <p>(注)第29回総会にて承認された。</p>
<p>(22) CCFHの作業運営方法に関する文章について</p>	<p>○第22回会議(2005年4月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き次回本部会で検討することとなった。 <p>○第23回会議(2006年4月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いくつかの修正が加えられた後、再検討のためにCCFHに差し戻すこととなった。

作業完了議題	各国の対応
(23) CCFA 及び CCCF の付託事項案について	○第 23 回会議(2006 年 4 月 : H18) ・ 05 年の総会で CCFA を食品添加物部会 (CCFA) と食品中汚染物質部会 (CCCF) に分割することが決定した。 ・ この決定に従って事務局が作成した CCFA 及び CCCF の付託事項案について検討し、修正した上で第 29 回総会に提案することが合意された。 (注) 第 29 回総会では一部修正されて承認された。
(24) CCFH の新しい付託事項について	○第 23 回会議(2006 年 4 月 : H18) ・ 食品衛生部会 (CCFH) の新しい付託事項として食品照射に関する事項を提案することが合意された。 ・ 同時に CCFH、CCFA、CCCF の各部会に食品照射の事項を扱うのに最適な部会はどこか、意見を求めることが合意された。 (注) 第 29 回総会では食品照射は CCFH が扱うことが合意された。
(25) 「JMPR(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)による評価対象の優先順位付け基準改定案」について	○第 23 回会議(2006 年 4 月 : H18) ・ 残留農薬部会 (CCPR) が作成した JMPR による評価対象の優先順位付け基準改定案の内容について検討した。 ・ 一部を修正した上で第 29 回総会に採択を求めることが合意された。 (注) 第 29 回総会で検討の結果、改定案は承認された。
(26) 「分析結果の活用」の改訂案	○第 23 回会議(2006 年 4 月 : H18) ・ 分析・サンプリング法部会 (CCMA) から提案のあった「分析結果の活用」の改訂案については、第 29 回総会に採択を求めることが合意された。 (注) 第 29 回総会で検討の結果、改訂案は承認された。
(27) コーデックス規格の一般原則	○第 23 回会議(2006 年 4 月 : H18) ・ この見直し案については、コーデックス規格は国内法規に取って代わるものではないとの文章を加えるなどの修正を合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなった。 (注) 第 29 回総会で検討の結果、マレーシアの一般原則における助言的文章に関わる規定を削除することの懸念を受け、CCGP に差し戻して再検討することとなった。 ○第 24 回会議(2007 年 4 月 : H19) ・ マレーシアの「関連テキスト」を明確にするための文章の追加提案について審議した結果、「関連テキスト」の文言に脚注をつけ、実施規範、ガイドライン、提言などが含まれることを明確にすることで合意された。 ・ 当部会はこの「コーデックス食品規格の一般原則」案を総会に提案することで合意した。
(28) 地域調整国と地域毎に選ばれた執行委員会メンバーの役割について	○第 23 回会議(2006 年 4 月 : H18) ・ 次回会議で継続検討することとなった。 ○第 24 回会議(2007 年 4 月 : H19) ・ EC から提案を受け、ヨーロッパ地域調整委員会のメンバーシップに関わる「手続き規定」の記述を他の地域調整委員会と調和させることが合意された。 ・ 地域調整国が執行委員会に出席するようになったことを受け、地域から選出された執行委員会メンバー国と地域調整国の役割分担について検討された。 ・ 役割を明確にするために「手続き規定」の Rule V パラグラフ 1 に新しい文章を追記するよう総会に提案することが合意された。
(29) 「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」について	○第 22 回会議(2005 年 4 月 : H17) ・ インドがディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなった。 ○第 23 回会議(2006 年 4 月 : H18) ・ 「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」の修正について合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなった。 ・ 第 29 回総会で改訂は承認された。 ○第 24 回会議(2007 年 4 月 : H19) ・ 前回会議において、「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」に「無期休会となったコーデックス委員会によって作成されたコーデックス食品規格の改訂のための取り決め」を取り込んで一つの文章にまとめることが決定した。

作業完了議題	各国の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・このことを踏まえて、事務局が作成した「コーデックス食品規格及び関連テキストの作成に関する手続き」の改訂案について検討した結果、「手続きマニュアル」中のテキスト改訂案を委員会に提出することが合意された。
(30) リスクマネジメント 方法論原案について	<p>○第24回会議(2007年4月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品中の残留動物用医療薬品部会におけるリスクアセスメントポリシーを含めたリスクマネジメント方法論原案については、CCPRのリスク分析原則案での議論を踏まえ、非開示情報の扱いなどに関して若干のテキストの修正を施して承認された。
(31) 残留農薬部会によっ て適用されるリスク 分析原則案について	<p>○第24回会議(2007年4月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシアから各部会で適用されるリスク分析原則案に食い違いがあつてはならないとの発言があつた。 ・必要に応じてこの点を改善していくこととして、CCPRから提案されたリスク分析原則案は編集上の修正を踏まえて承認された。
(32) CCMAS が完成させ た "Proposed Amendment of the Principles for the Establishment or Selection of Codex Sampling Procedures" につい て	<p>○第24回会議(2007年4月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これについて検討し、承認された。 ・GSFAにおける食品添加物規定の追加及び見直しの検討のための手順案(CCFAC)新たに組織されたCCFAにおいて個別食品規格の添加物の基準とGSFAの基準の調整作業が行われていることを考慮して、本手順案の検討は必要ないとの意見もあつたが、最終的に本手順書案は承認された。 <p>(注)総会にて承認された。</p>
(33) 食品の国際貿易のた めの倫理規約の改定 案	<p>WTOが発足する前に定められ、またリスク分析の考え方がCACに取り入れられる以前のものであることから、SPS協定や最近策定された基準などとの整合性を図るために見直し作業を行っているものである。</p> <p>○第18回会議(2003年4月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討を進める前に現行のcodeの不明確な点について議論をすべき(米国、豪州、チリほか)、開発途上国に考慮すべき(チリ、ボリビアほか)等の意見があつた。 ・時間的制約からStep2に差し戻しとなり、今回の議論を踏まえて事務局が修正案を作成し、次回会合で議論することとなった。 <p>○第19回会議(2003年11月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Step2に差し戻して改訂し、Step3で各国にコメントを求めることになった。 <p>○第20回会議(2004年5月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Step3に差し戻すことが合意された。 <p>○第22回会議(2005年4月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CCFICSの活動との兼ね合いを確認することが必要とされ、CCFICSからの返答を踏まえて次回本部会で検討することになり、Step3/4に留め置かれることとなった。 <p>○第23回会議(2006年4月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CCFICSが検討中であることを考慮し、次回会議まで検討を延期することとなった。 <p>○第25回会議(2009年3月:H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行規範の倫理に関する原則のみに着目して作成された改訂原案に基づいて議論が行われ、スコープとタイトルに国際貿易だけでなく食糧援助も加えること、他国に輸出される食品は他に根拠がない限り、輸出国の法律も満たすべきであることなどの変更が加えられた。 ・第32回総会にStep5/8で最終採択することを諮ることとされた。 ・チリ、メキシコ、マレーシア、フィリピンなどがStep5に留めるべきとして保留した。 <p>○第26回会議(2010年4月:H22) 【議題3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定案に以下の修正を加えてStep8とし、第33回総会(2010年7月)での最終採択を測ることで合意した。 <ul style="list-style-type: none"> ①Article 1, Section 3.2 (b) 及び (e) : 意味をより明確にするための字句文言等を整理した。 ②Section 3.2 (f) : “shelf life” を “expiration date” に置き換えた。

作業完了議題	各国の対応
	<p>③Section 4.2 : 「輸出国が規定する“最低条件(minimum requirement)”に適合しない食品の再輸出をしない旨」を示した文書について、“最低(minimum)”を削除し、さらに、“食品安全の要件(food safety requirements)”と書き換えるべきとのグアテマラの提案について議論した結果、本項は、安全と品質の両方の規定をカバーすることを確認した上で、“minimum”を削除した。</p> <p>④また、本規範案が、コーデックス基準に合致していない食品の輸出、及び、コーデックス基準より厳しい基準を輸入国が適用することを許す内容となっているとのチュニジアの懸念についても検討し、文書中にある“multilateral agreements”が WTO 協定を含むことを示す脚注を追加した。</p> <p>⑤Section 4.4 については、いくつかの国が、本倫理規範は、国際流通する全ての食品が対象であることから、個別食品である“代替粉乳のマーケティングに関する国際規範”について特別に言及するのは適切でないとして削除を提案したが、以下の理由により、本項は修正しないことで合意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国において不正な代替粉乳の流通が深刻な問題になっている実態があり、当該国際規範の重要性を強調することが必要であること。 ・本件が倫理的に重要であることが本会議で確認されたこと <p>(注)33 回総会 (10 年 7 月) にて承認された。</p>
<p>(34) コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、各一般問題部会（食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会）に適用されるリスク分析の原則と、リスク分析に関するコーデックスの基本原則との間の一貫性の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会および栄養・特殊用途食品部会において、各部会におけるリスク分析の原則に関する文書が作成されているが、コーデックス戦略計画 2008-2013 の Active2.1 では CCGP がこれら原則文書の間に様式・内容などの一貫性の有無についてレビューすべきとあることから、この作業を今部会で開始したもの。 ・将来各部会におけるリスク分析の適正な適用を図るのが目的。 <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、各部会のリスク分析の原則について、形式が必ずしも「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」にあっていないことなどの指摘がなされた。 ・しかし、2011 年までに作業を終える必要があることから、食品衛生部会のリスク分析の原則に関する文書の作成を待たずに、本部会で指摘があった、それぞれのリスク分析の原則を比較できるような資料を作成してほしいなどの意見を踏まえ、事務局が再度文書を回付して各国の意見を求めることとなった。 ・なお、インドより食品衛生部会のリスク分析の還俗に関する文書も原案が作成されており、近いうちに Step3 で各国の意見を求めることになっている旨報告があった。 <p>○第 26 回会議(2010 年 4 月 : H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、コーデックス事務局が準備した文書を基に検討した。 ・日本を含め複数の国から以下のような指摘がなされた。 <ul style="list-style-type: none"> ①本検討作業の本来の目的は、リスク分析の適用そのものの一貫性をみるためであり、コーデックス事務局が準備した文書に示されているような、項目の順番や様式など形式的な違いをみるためのものではないこと ②リスク管理者とリスク評価者の間の相互関係の強化を図るべきものであること ③各部会が科学的観点を考慮し作成した文書の形式については、柔軟性を有すべきであること ・議論の結果、各部会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1 による作業を終了した。 ・また、事務局が行ったレビューを各部会に送付することで合意し、今後、各部会が同戦略計画の Activity2.2 に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととなった。
<p>(35) コーデックス文書において、無定義又は</p>	<p>○第 26 回会議(2010 年 4 月 : H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 年の第 26 回会議において、以下の理由により、当該用語の統一的・一般的な定義を策定する利点はないとの見解で合意した。

作業完了議題	各国の対応
異なる定義の基で用いられている用語“competent authority”について、統一的な定義を作成することの利点	<p>①2010年2月に開催された第18回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）において、当該用語の定義は不要との結論に至っていること</p> <p>②一般的に用いられる当該用語の定義付けを行うことは、既存のコーデックス文書及び当該用語を使用する各国政府の取組に影響を与えるため、留意する必要がある旨のオーストラリアからの意見に我が国、EUを含め多くの国が同意したこと</p> <p>（第33回総会で、部会での議論の結果が報告され、特段の議論なく承認された。）</p>
(36) コーデックス会議の共同開催	<p>○第26回会議(2010年4月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コーデックス会議の共同開催に関するガイドラインの修正案」として会議に提示された討議文書の一部を修正し、第33回総会での承認を諮ることで合意した。 ・共同開催に必要な手続きやタイムフレームなど有用な関連情報を掲載する事務局webページの創設とその具体的内容についても合意した。 <p>（第33回総会で、部会が共同開催されるとの情報については前もって十分加盟国に通知されるよう、あらゆる努力をすべきであるとされ、承認された。）</p>
(37) 手続きマニュアルの構成、内容、様式について	<p>○第22回会議(2005年4月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局がディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなった。 <p>○第24回会議(2007年4月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の会議において「手続きマニュアル」の内容や構成を再検討することが了承され、事務局は大きく分けて以下の二つのパートからなるマニュアル案を作成した。 ・一般的に適用される手順やその他のテキスト ・作業や委員会の特別な範囲に適用されるテキスト ・この事務局案に対して、もっと判りやすいインデックスをつけてほしいとか、二冊に分けてほしいとか、今のよう一冊の方がよいといった様々な意見が出された。 ・事務局が出されたコメントを踏まえたマニュアル案を作成することとなった。 <p>○第25回会議(2009年3月:H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで出された意見をもとに作成された手続きマニュアルの第18版の早刷り(英語版)が資料として配布され、各国が意見を事務局に提出することとされた。 <p>○第26回会議(2010年4月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続きマニュアル第19版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告された。

2. 作業中止となった議題

作業中止の議題	各国の対応
<p>(1) 手続きマニュアル中の「食品」の定義について</p>	<p>○第20回会議(2004年5月:H16) ・手続き規則の中の「食品」の定義を見直すことが新規作業として承認された。</p> <p>○第22回会議(2005年4月:H17) ・議論した結果、現在の定義のままで変更しないことで合意し、改訂作業の中止を次回総会に求めることとなった。 (注)第28回総会にて承認され、改訂作業は中止された。</p>
<p>(2) 食品安全に関わるリスク分析用語の定義について</p>	<p>○第22回会議(2005年4月:H17) ・ニュージーランドがディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなった。</p> <p>○第23回会議(2006年4月:H18) ・「リスクベース(risk based)」と「リスクマネジメントの枠組み(risk management framework)」の用語の定義に関する資料については、ニュージーランドが再改訂し、次回会議で検討することとなった。</p> <p>○第24回会議(2007年4月:H19) ・改訂案について検討されたが、各国から様々な意見が出された。 ・日本国からは、「リスクベース」という文言は the Code of Hygienic Practice for Meat, the Code of Practice for Good Animal Feeding, the Guidelines for Food Import Control System のテキストの中で使用されていること、及び、委員会は既存の条項をリスクベースの基準に関する将来的な作業を考慮する必要があることを述べた。 ・当部会は会議の各国の発言を踏まえた改訂版をニュージーランド及び米国に作成するよう要請した。</p> <p>○第25回会議(2009年3月:H21) ・「リスクベース(risk based)」の規格と「リスク評価に基づいた」規格の概念に混乱があることから、この定義について議論することが提案された。 ・しかし、リスク分析に係る作業が進行中であることから、この議論は時期尚早であるため作業を中止することとなった。</p>
<p>(3) 各地域調整委員会の委託事項の見直しについて</p>	<p>○第24回会議(2007年4月:H19) ・ラテンアメリカ及びカリブ海地域調整委員会(CCLAC)からの委託事項の見直しに関する提案を発端として、各地域調整委員会の委託事項の見直しの必要性が検討された。 ・最終的に結論に至らず、次回引き続き検討することとなった。 ・インドから CCGP に対してコーデックス食品規格と関連テキストの作成手順に対する多くのコメントが提出されたことを踏まえ、第27回総会にてインドがディスカッションペーパーを作成することが了承された。 ・第23回 CCGP の会議においてインドの作成したディスカッションペーパーについて検討し、今後さらに検討することが確認された。 ・インドが作成したディスカッションペーパーの中の以下の三つの項目について各国から意見が出された。 (i) 作成手順におけるコンセンサスによる決定の参照 (ii) Critical Review 内において、発展途上国の現状を考慮するやり方に関する基準作成 (iii) 本来関わる部会以外の部会に作業をゆだねる決定の根拠を含んだ Critical Review の範囲 ・これらの意見を踏まえ、更なる助言を求めるため総会にペーパーを提出することが合意された。</p> <p>○第25回会議(2009年3月:H21) ・CCLAC より、委任事項に「戦略的事項について地域の見解の採択を促進する」を加えることが提案された。 ・しかし、他の地域部会より、現行の委任事項においても実施可能である旨の意見が出された。 ・地域部会で地域の見解を取りまとめることができることを確認した上で、委任事項は変更しないことで合意した。</p>

3. 現在検討中の規格等

現在検討中の規格等	各国の対応
<p>(1) 「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きの Step 8 における企画の検討に関するガイドライン」について</p>	<p>○第 23 回会議(2006 年 4 月 : H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続きマニュアルの「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きの Step 8 における企画の検討に関するガイドライン」を削除して「手続きマニュアル」の関連する文章に入れ込む修正について合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなった。 <p>(注)第 29 回総会で改訂案は承認された。</p> <p>○第 24 回会議(2007 年 4 月 : H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回会議で削除された内容を「手続きマニュアル」の他の規定に取り組みか否かについてはコンセンサスが得られず、再度総会に審議の必要性を確認することとなった。
<p>(2) コーデックスの作業における途上国の参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 31 回総会において、コーデックスの主要部会の開催地域が変更していること、また、資金及び人的資源の不足などの理由から、コーデックス会議への途上国の参加を妨げられ、規格策定のプロセスにおける途上国からのインプットが少ないという問題が生じていることが指摘された。 ・コーデックスの民主的かつ透明性のある運営のために、早急に解決する必要があるとの意見を受け、CCGP においても本件について検討することとされたもの。 <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国の参加に当たっては、以下のように様々な意見が出されたことを第 32 回総会に報告するとともに、引き続き総会でもこの議題を議論することとされた。 ・キャパシティ・ビルディングが大事であること ・人的、金銭的資源の他にもビザ取得など実務上の困難もあること ・途上国の中にもコーデックス・トラストファンドに頼るのみでなく、自国で費用を負担して部会に出席し始めた国もあること ・途上国からの参加を増やせるとしても、科学的基礎を持たない参加者が増えることはコーデックスの作業にマイナスであること ・コーデックス・トラストファンドの運営の透明性を高める必要があること
<p>(3) OIE と Codex の合同規格</p>	<p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OIE より、動物生産に係る食品安全に関し、Codex との協力関係はすでに存在するが、より連携を強固にするために OIE/Codex 合同規格を作成することを検討する提案がなされた。 ・日本を含めた各国より、両者の協力関係を強化することは非常に重要だが、両組織の規格作成の手続きが全く異なることから、具第的な作業が提案されないと議論が難しい旨の意見が出された。 ・Codex 事務局が OIE 事務局と調整し、手続き上の問題点も含め、合同規格作成の可能性について、討議文書を作成することとされた。 <p>○第 26 回会議(2010 年 4 月 : H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・討議文書が会議当日に配布されたため、我が国を含めいくつかの国から、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいとの指摘があった。 ・最終的に、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった。 <p>○第 27 回会議(2012 年 4 月 : H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OIE は、各国におけるコーデックスとの規格策定の手順の差異に対する懸念から、合同規格策定に関する提案の取り下げを表明した。一方で、これまでの両組織の協力関係を今後更に強化するため、両組織の規格を相互に参照するといった内容を念頭に、相互承認の方法 (mutual recognition) を探っていきたいと提案した。 ・この協力関係強化の提案には複数の国からの賛同があった。日本は、両機関の協力関係を強化することは重要であるが、OIE から提案のあった相互承認の方法については明確化を求めるとの意見を述べた。 ・複数の国から、PM には規格策定の手順における国際機関との協力についてのガイドラインが既に存在している旨の指摘があった。 ・議論の結果、カナダを座長とし、以下の項目を委任した EWG を設置し、その中で両機関の規格を相互に参照し合うためのガイダンスを提案し次回会合で検討することに合意した。 <p>(1)互いに関心のある開発についての協力の約束の確認</p>

現在検討中の規格等	各国の対応
	<p>(2) コーデックス及びOIEのマנדートと手続きの尊重 (3) オープンで透明性のある手続きの約束</p> <p>・また、次回会合に先立ち、OIE の支援の下で本件に関する PWG を開催することも合意された。</p>
<p>(4) コーデックス規格の適用に関する言及</p>	<p>コーデックスの個別食品規格において、すでに廃止された「受諾(acceptance)」に関する記述が含まれるものが存在するため、同様の記述を含む規格をすべてリストアップし、この問題をいかに一貫した方法で水平的に取り扱うかについて検討するもの</p> <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の回付が遅かったことから、事務局が再度同様の文書を回付して、総会までに各国が意見を提出することとなった。 ・また、日本が提案した、手続きマニュアル付属文書「コーデックスの思想決定過程における科学の役割ならびにその他の事項が考慮される範囲に関する原則の表明」に「受諾(acceptance)」に関する記述が残存する件については、記述は変更せず、「受諾手続きは 2005 年に廃止された。」という脚注を加えることで合意された。
<p>(5) 「一般原則部会の委託事項」中の「受諾(acceptance)」に関する文言の取り扱い</p>	<p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本より提案された、手続きマニュアル中「一般原則部会の委託事項」にも「受諾(acceptance)」が残存していることについては、「受諾(acceptance)」を含む文章全体が委託事項とは関係なく、過去に本部会が扱った議題の例示であることから、文章全体を削除することで合意された。 ・マレーシアは、文章を残して「受諾手続きは 2005 年に廃止された。」という脚注を加えることを提案するとともに、部会の合意については留保を示した。 <p>○第 26 回会議(2010 年 4 月 : H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 32 回総会において、規格の経済的影響を吟味するメカニズムを部会の付託事項に残すべきとの意見が出されたことから、再度、今次会合にて付託事項全体を検討することとなった。 ・インド等いくつかの国が、経済的影響に関するステートメントを横断的かつ統一的に検討するメカニズムの構築が必要であると主張したが、我が国を含めいくつかの国は、「コーデックス手続きマニュアル」中のコーデックス規格作成手続きに関する規定において、各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することが既に認められていることから、CCGP の付託事項にその点を残しておく必要はないと指摘した。 ・議論の結果、以下の修正を加えることで合意した。 <ul style="list-style-type: none"> ①より正確になるよう第一文に加筆する ②各部会から提案される手続きマニュアルに関する提案・修正案の検討及び承認、並びに総会に対する手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化する ③受諾に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除する ・経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各国へ意見を求め、次回会合で引き続き検討することとなった。 <p>○第 27 回会議(2012 年 4 月 : H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本を含む複数の国は、PMにおいて、各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することが既に規定されていることから、CCGPの付託事項から削除することが適当であり、個別的作業を付託事項に残すことで、部会が優先すべき他の作業との間で誤解を生む可能性があることを指摘した。 ・一方でその重要性から複数の国は、本記述を残すべきと主張し、その後マレーシアを含む複数の国から、本記述を削除した上、その内容を第一文に入れ込む案が提示されたが、上記懸念の解決にならないことから、合意は得られなかった。 ・議論の結果、コンセンサスが得られなかったため、部会は、現在は TOR を変更せず、オーストラリアとマレーシアの討議ペーパーができる次回会合において改正 TOR の議論を継続することを決定した。

現在検討中の規格等	各国の対応
<p>(6) コンセンサスの概念と コーデックスにおける その適用</p>	<p>第 23 回 CCGP において、インドから「コンセンサス(合意)」の定義作成が提案されたことを受け、その必要性について検討を続けているもの</p> <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月:H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部会・特別部会の議長からのそれぞれの会合における「コンセンサス」の形成、取り扱いに関する情報に基づきコーデックス事務局が取りまとめた討議文書に基づき議論された。 ・しかし、以下のように意見が二分された。 ・「部会ごとにコンセンサスの取り扱いが異なることから、定義が必要である」「コンセンサスの定義は、正式な反対意見がないことである」 ・「コンセンサスと全員一致は異なる」「コンセンサスはプロセスが大事であり、定義を決めることは、むしろこのプロセスを妨げる場合がある」「コンセンサスに到達するための具体的な方法を議論すべき」 ・そのため、以下の 7 点を第 32 回総会に報告することとされた。 <ul style="list-style-type: none"> (1)議長用パンフレットを作成し、議長以外も参照することができるようにすること (2)議長同士の非公式会合や CCEXEC を活用すること (3)議長会議を少なくとも一年に一度開催すること (4)手続きマニュアルの「コーデックスの各部会の議長ガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること (5)コンセンサスの定義については、作成の必要性の有無も含めて意見が二分されること (6)加盟国代表団用にもコンセンサス形式に関するパンフレットの作成を検討すること (7)各部会の最終日に、議長に対する評価用紙を用意するようにすること ・FAO の法務担当者から提案された特定多数決(qualified majority voting)に関する研究の有用性についても検討することを決めることとされた。 <p>○第 26 回会議(2010 年 4 月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 25 回部会において、コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用に関連し、手続きマニュアルの「コーデックスの各部会及び特別部会の議長向けガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること等について決定した際、これに関連して、当ガイドラインに「実質的な問題(substantive issue)に対し正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようにすべき」との一文を追記すべきとマレーシアが提案したが、合意が得られなかった。 ・このため、第 32 回総会において、本提案を各国に回付して意見を求め、今次会合で再度議論するよう決定されたものである。 ・今次会合では、本提案を支持する意見も出されたが、他方、以下の様な意見が出された。 <ul style="list-style-type: none"> i)提案文中にある“justify”をどう判断するかが問題であり、その適用は困難であるため別の用語に置き換えるのが適当である ii)対立する意見をいかなる状況でも完全に調停することは不可能であり、「調停するよう努力する」と書き換えるのが適当である iii)コンセンサスを得るには、議長のみならず、会議に参加する加盟国からも責務を有していることを考慮すべき ・我が国は、現在のガイドラインで必要事項は十分に網羅されており、さらなる変更は必要ないとの意見を表明した。 ・議論の結果、提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努力することによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第 33 回総会での採択を諮ることとなった。

現在検討中の規格等	各国の対応
<p>(7) 討議文書の配布、報告書の長さ及び内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第32回総会において、①コーデックスの各会合の資料のタイムリーな配布（全てのコーデックス言語で同じタイミングで作成）及び②会議の報告書の長さ及びその内容に関し、チリが作成する討議文書に基づいて、第26回会議で議論することとなっていたもの。 ○第26回会議(2010年4月:H22) <ul style="list-style-type: none"> ・各国から、以下のような意見が出された。 <ul style="list-style-type: none"> ①会議資料の翻訳と配布の遅延は、リソースと関連しており、具体的な調査をすることが重要であること ②報告書の長さ及び内容については既に手続きマニュアルに規定があること ③音声録音などは透明性を高めるための有用な手段となりうること ・我が国も、会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨の回答があった。 ・議論の結果、本討議文書を2010年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、その他の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意され、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。 ○第27回会議(2012年4月:H24) <ul style="list-style-type: none"> ・本会合では、特に前回総会のレポート配布が数ヶ月かかったことが問題にされ、すべての言語による翻訳が出そろった段階で配布することが、各国が会合のための準備を行う上で公平であるとの意見が表明された。 ・一方、事務局はたとえ一つの言語であっても、なるべく早く文書を配布することが重要との認識を示した。 ・翻訳のスピードを上げるために機械による自動翻訳の導入が提案され、今後検討していくことが合意された。 ・一方、事務局は文書の配布が遅れる理由の一つとして、部会を5月まで開催していることから、7月に開催される総会の準備が遅れてしまう旨説明した。 ・事務局は、今後文書の準備状況について、その責任者を含め、コーデックスのホームページで表にして明示すること、また、国際植物防疫条約(IPPC)の有しているオンラインのコメント提出システムの採用を検討するなど現在行われている取組を紹介した。 ・また、コーデックス事務局の強化のため、現在空席になっているポストを埋めることやコメント提出の厳守も重要であると確認された。
<p>(8) ステップ8で保留されたコーデックス規格案等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第26回会議(2010年4月:H22) <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第5項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、そうしたガイダンスを策定する必要があるとの指摘が、多くの国からあった。 ・議論の結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会の中で以下の事項に関する討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。 <ul style="list-style-type: none"> a) 上述の第5項に関連して現在起きている事象の調査結果 b) リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ8に保留されている事象についての具体的記述 ○第27回会議(2012年4月:H24) <ul style="list-style-type: none"> ・カナダとオランダを議長国とするEWGは「規格がステップ8で保留された根本的な原因」に関する分析結果を踏まえ、部会の検討用として以下の勧告を提出した。 <ul style="list-style-type: none"> ○勧告1 <ul style="list-style-type: none"> ・部会は米国とEUを共同座長とし、以下の議題について討議する議論促進グループ会合を持つことに合意した。

現在検討中の規格等	各国の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ会合は、ステップ8のままにしておく原因を確認し、考慮する。 ・グループ会合は、議論の要約に関する報告書を作成する。しかし、CCGP に対する特定の勧告は行わない。 <p>○勧告2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会は、手続きマニュアルにおいて議長に対する追加的なガイダンスは必要がないことに合意した。また、事務局は、コンセンサスを得ることの研修に関連して、2012年において1日間のワークショップの開催を予定していることを報告した。 <p>○勧告3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いくつかの代表は、作業が開始された時には、課題を確定する必要があることに合意したものの、現行の手続きを改正する必要がないことに合意した。 <p>○勧告4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会は、他の部会の懸念事項様式(concernforms)を利用する勧告に注目し、CCRVDFを含む関係部会から提言を得るよう要請した。 <p>○勧告5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会は、科学的な正当性がある限りにおいて規格をステップ8にとどめることを決定できるとする提案に注目した。しかし、食品の安全以外の他の理由によってもステップ8にとどめることも認識した。 ・従って、部会は、進行手続き(Elaboration Procedure)を改正しないことに合意した。 <p>○勧告6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会は、地域単位(regionalbasis)で規格を採択することは解決にならないことに合意した。 <p>○勧告7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジルの代表は、手続き規則において投票を考慮することを支持した。部会は、投票に関しては現行の規則を維持することに合意した。
<p>(9) 経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズムと様式</p>	<p>○第26回会議(2010年4月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシアとブラジルが共同議長を務める新たな電子作業部会の中で以下の討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。 <ul style="list-style-type: none"> a) 個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案 b) 上記メカニズム案に関連する規定案 c) 各国が当該ステートメントを作成する際の様式案 <p>○第27回会議(2012年4月:H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EWGの議長国であるマレーシアは、参加国が少なかったことを説明しつつ、本作業の継続又は中止を部会として判断することを求め、更に部会議長への追加的なガイダンスとして、手続きのステップ4と7に経済的影響を扱うことに関する記述を追加する提案を行った。 ・日本を含む複数の国は、規格策定の各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することは既に認められていること、また、議長が経済的影響を会議内で考慮すべき旨PMにて既に規定されていることから、記述の追加にはほとんど意味がないことを指摘し、日本は、経済的影響の考慮は規格案作成の初期の段階で行ってはどうか、と提案した。 ・一方、コーデックス規格を採択していく上で、途上国にとって経済的影響は大変重要であり、今後も作業を継続すべきであるという意見が複数の国から述べられた。 ・議論の末、マレーシアとオーストラリアが共同で作成した討議用ペーパーを基に、次回会合においても議論を継続することに合意した。 ・この討議用ペーパーでは措置の経済的インパクトと食品安全等とのバランスをどのように考慮できるかを説明するものとし、また、他の部会の例を考慮し、この点に関しコーデックスの規定が必要かどうかを検討することとした。

第 27 回 CCGP に向けた各国コメントの動向

第 27 回一般原則部会 (CCGP) に向けた 各国コメントの動向資料整理

- ・主催国: フランス(於パリ)
- ・開催期間: 2012 年 4 月 2 日～6 日

目 次

1. 26 回会議(2010 年 4 月)の概要	68
(1) その他の部会・特別部会から CCGP への付託事項 等	
(2) 議題と討議内容	
(3) CAC 総会への要求事項	
2. CCGP27 の議事次第(仮)	72
3. CCGP27 の議題別討議資料	73
(1) 【議題 3】 ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案	
(2) 【議題 4】 経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズム	
(3) 【議題 5】 コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討	
(4) 【議題 6】 一般原則部会の付託事項 (Terms of reference) の修正案	
(5) 【議題 7】 コーデックスと OIE の合同規格の策定	

平成 24 年 3 月

1. 26 回会議(2010 年 4 月)の概要

(3) その他の部会・特別部会から CCGP への付託事項 等

①ステップ 8 で保留になっている規格及び関連文書に関する手続き

- ・CAC はステップ 8 で文書を保留にすることができるが、この問題に関する詳細なガイダンスは、手続きマニュアルには記載されていない。したがって、文書がステップ 8 で保留になる条件と、ステップ 8 で一定期間にわたって文書が保留になっており、新たな科学的情報が入手できていない場合の対策について、ガイダンスを示すことが重要である。
- ・会議では、この問題に関するガイダンス作成のために電子作業部会を設置することが提案された。

②コーデックス食品衛生部会(CCFH)

- ・第 33 回 CAC 総会への提出及び採択、コーデックス手続きマニュアルへの収載を目標として、「コーデックス食品衛生部会が適用するリスク分析の原則及び手続き」原案と「コーデックス食品衛生部会の作業過程」に関する付属文書を CCGP で検討し、提案通りにこれを承認することを決定した。

③コーデックス食品添加物部会(CCFA)

- ・コーデックス手続きマニュアルの「コーデックス個別食品規格の書式」に含まれる食品添加物の項の修正案を、提出案通りに承認した。

(4) 議題と討議内容

議題	討議内容
(1) 「食品の国際貿易における倫理規範」の改訂案	【議題 3】 ・以下の修正を加えて Step8 とし、第 33 回総会(2010 年 7 月)での最終採択を諮ることで合意した。(第33回総会で採択された。) ①Article 1, Section 3.2 (b) 及び (e) : 意味をより明確にするための字句文言等を整理した。 ②Section 3.2 (f) : “shelf life” を “expiration date” に置き換えた。 ③Section 4.2 : 「輸出国が規定する“最低条件(minimum requirement)”に適合しない食品の再輸出をしない旨」を示した文書について、“最低(minimum)”を削除し、さらに、“食品安全の要件(food safety requirements)”と書き換えるべきとのグアテマラの提案について議論した結果、本項は安全と品質の両方の規定をカバーすることを確認した上で、“minimum”を削除した。 ④また、本規範案が、コーデックス基準に合致していない食品の輸出、及び、コーデックス基準より厳しい基準を輸入国が適用することを許す内容となっているとのチュニジアの懸念についても検討し、文書中にある“multilateral agreements”が WTO 協定を含むことを示す脚注を追加した。 ⑤Section 4.4 については、いくつかの国が、本倫理規範は、国際流通する全ての食品が対象であることから、個別食品である“代替粉乳のマーケティングに関する国際規範”について特別に言及するのは適切でないとして削除を提案したが、以下の理由により、本項は修正しないことで合意した。 ・開発途上国において不正な代替粉乳の流通が深刻な問題になっている実態があり、当該国際規範の重要性を強調することが必要であること。 ・本件が倫理的に重要であることが本会議で確認されたこと
(2) 「コーデックス各部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改定案」	【議題 4】 ・提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努めることによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第33回総会での採択を諮ることとなった。

<p>(3) 「コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、各一般問題部会に適用されるリスク分析の原則と、リスク分析に関するコーデックスの基本原則との間の一貫性の有無等」</p>	<p>【議題 5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般問題部会とは、食品添加物部会 (CCFA)、汚染物質部会 (CCCF)、残留農薬部会 (CCPR)、食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 及び栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の 5 部会を指す。 ・各部会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1 による作業を終了した。 ・また、事務局が行ったレビューを各部会に送付することで合意し、今後、各部会は同戦略計画の Activity2.2 に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととなった。
<p>(4) 「コーデックス文書において、無定義又は異なる定義の基で用いられている用語 “competent authority” について、統一的な定義を作成することの利点」</p>	<p>【議題 6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の理由により、当該用語の統一的・一般的な定義を策定する利点はないとの見解で合意した。 <ul style="list-style-type: none"> ①2010年2月に開催された第18回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) において、当該用語の定義は不要との結論に至っていること ②一般的に用いられる当該用語の定義付けを行うことは、既存のコーデックス文書及び当該用語を使用する各国政府の取組に影響を与えるため、留意する必要がある旨のオーストラリアからの意見に我が国、EU を含め多くの国が同意したこと
<p>(5) 「一般原則部会の付託事項 (Terms of Reference) の修正案」</p>	<p>【議題 7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議論の結果、以下の修正を加えることで合意した。 <ul style="list-style-type: none"> ①より正確になるよう第一文に加筆し ②各部会から提案される手続きマニュアルに関する提案・修正案の検討及び承認、並びに総会に対する手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化し ③受諾に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除する ・また、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、経済的影響に関するパラグラフは角括弧[個々の規格の一部やその規定の一部が自国の経済にもたらす意味合いについて、各国政府から提出された経済的影響に関する意見を検証するメカニズムを設けること。]に入れたまま各国へ意見を求め、次回会合で引き続き検討することとなった。 ・さらに、「経済的影響に関する意見を検証するためのメカニズムの設定」を独立した議題として検討し、電子作業部会を設置することで合意した。
<p>(6) 「OIE とコーデックスの合同規格策定の可能性」</p>	<p>【議題 8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・討議文書が会議当日に配布されたため、我が国を含めいくつかの国から、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいと指摘されたことを受け、最終的に、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった。
<p>(7) 「コーデックス会議の共同開催」</p>	<p>【議題 9】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・討議文書に示されている「コーデックス会議の共同開催に関するガイドラインの修正案」を一部修正し、第33回総会での承認を諮ることで合意した。 ・また、共同開催に必要な手続きやタイムフレームなど有用な関連情報を掲載する事務局 web ページの創設とその具体的内容についても合意した。
<p>(8) 「討議文書の配布、報告書の長さ及び内容」</p>	<p>【議題 10】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国から様々な意見が出され、我が国も、会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨の回答があった。 ・議論の結果、本討議文書を2010年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、その他の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意され、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。

<p>(9) 手続きマニュアルに関する報告</p>	<p>【議題 11】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続きマニュアル第 19 版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告された。
<p>(10) その他の事項及び今後の作業</p>	<p>【議題 12】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の 2 項目について討議された。 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>ステップ8で保留されたコーデックス規格案等</u> <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第5項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、ガイダンスを策定する必要があるとの指摘が、多くの国からあった。 ・議論の結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会の中で以下の事項に関する討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。 <ul style="list-style-type: none"> a) 上述の第5項に関連して現在起きている事象の調査結果 b) リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ8に保留されている事象についての具体的記述 ② <u>経済的影響に関するステートメント</u> <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシアとブラジルが共同議長を務める新たな電子作業部会の中で以下の討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。 <ul style="list-style-type: none"> a) 個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案 b) 上記メカニズム案に関連する規定案 c) 各国が当該ステートメントを作成する際の様式案

(3)CAC 総会への要求事項

①CAC における採択要求事項：

- CCGP は以下の項目を第 33 回 CAC 総会(7 月 5 日～7 月 9 日)に提出することで合意した。
 - 無償取引及び食料支援を含む国際食品貿易に関する倫理規範改訂案 (ステップ 8) (パラグラフ 35 及び添付資料 II)
 - 「コーデックス部会及び特別部会の議長に対するガイドライン」修正案 (パラグラフ 46 及び添付資料 III)
 - 「コーデックス部会及び特別部会の主催国政府に対するガイドライン」修正案 (パラグラフ 98 及び添付資料 V)
 - CCFH が提示した「コーデックス食品衛生部会が適用するリスク分析の原則及び手続き」原案を承認した (パラグラフ 16)。
 - 「コーデックス個別食品規格の書式」の食品添加物の項の修正案を承認した (パラグラフ 17)。

②CAC の関心事項：

- “competent authority” (所轄官庁) の一般的定義を示すことにメリットはないということに合意した (パラグラフ 63)。
- 付託事項改訂案を回付してコメントを求め、次回会議でさらに検討することにした (パラグラフ 73 及び添付資料 IV)。
- コーデックス・OIE 合同規格に関する作業文書 CX/GP 10/26/8 を回付し、次回会議で討議することにした (パラグラフ 85)。
- コーデックス事務局がコーデックスのウェブサイト上に、共同主催に関するページを設けることになった (パラグラフ 98 及び添付資料 VI)。
- ステップ 8 で保留になっている規格に関するディスカッションペーパーを検討することにした (パラグラフ 115)。
- 経済的影響に関する意見を検証するためのメカニズムの設定について検討することにした (パラグラフ 121)。

③他の部会の関心事項 (CCFA、CCCF、CCRVDF、CCPR、CCNFSDU、CCFH)

- CL 2010/1-GP に示した再検討結果を該当する部会に提示し、それぞれのリスク分析方針の検討及び見直しを求めることにした (パラグラフ 55)。
- “hazard” (ハザード) の定義の修正案を、該当する部会に提示することにした (パラグラフ 58)。

2. CCGP27 の議事次第(仮)

FAO / WHO 合同食品規格計画 第 27 回一般原則部会 (CCGP)

日時 : 2012 年 4 月 2 日 (月) ~4 月 6 日 (金)

場所 : パリ (フランス)

仮議題

【議題 1】	議題の採択
【議題 2】	本部会に付託された事項
【議題 3】	ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案
【議題 4】	経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズム
【議題 5】	コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討
a)	” Hazard” の用語の定義 CCFA, CCCF, CCRVDF, CCPR, CCNFSDU, CCFH からの意見
b)	再検討の状況 CCFA, CCCF, CCRVDF, CCPR, CCNFSDU, CCFH からの情報
【議題 6】	一般原則部会の付託事項 (Terms of reference) の修正案
【議題 7】	コーデックスと OIE の合同規格の策定
【議題 8】	文書の回付、報告書の長さ及び内容
【議題 9】	その他の事項及び今後の作業
【議題 10】	次回会合の日程及び開催地
【議題 11】	報告書の採択

3. 議題別討議資料

(1) 【議題 3】 ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案

議 題	オランダとカナダを共同議長とする電子 WG の報告及びディスカッションペーパー
ステップ 8 で保留になっている規格の問題	<p>1. 回付状による意見の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初に回付状によってコメントを募集し、以下の通り、ステップ 8 で保留になっている規格の明確化を行った。 <ol style="list-style-type: none"> 1) ステッププロセスによる当該規格の策定に関する背景情報(特に、部会レベルでの決定内容) 2) 関連の専門家組織からの科学的助言(該当する場合) 3) コンセンサスが得られなかった問題の明確化 4) なぜこれらの問題が解決できなかったかの分析 <p>2. ディスカッションペーパーの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初に得られた情報によって、多くのポイントが明らかになった(ディスカッションペーパーのパラグラフ 8~15 を参照)。 ・これらの情報を考慮した上でディスカッションペーパーの初稿が作成され、回付された。 ・寄せられたコメントに基づき、第 2 稿が作成され、回付された。 ・その後、電子作業部会参加者からのさまざまな提言を入れた第 3 稿が作成され、全てのコーデックス加盟国とオブザーバーに回付された(ディスカッションペーパーのパラグラフ 59 を参照)。 <p>3. 電子 WG での討議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どの提言を受け入れ、実行するか判断は CCGP に委ねられる。 ・議長に対するガイダンスについては、ほぼ全員一致で、新たなガイダンスをコーデックス手続きマニュアルに追加する必要はないという合意に達した。 ・複数の加盟国から、「他の妥当な要因」の問題を再度採り上げるべきだという意見が出され、リスク管理に関する決定を下す際の枠組みの明確化、「原則の 2 で言及した他の要因の検討基準」の適用に関するガイダンスの明確化が必要であるという意見が示された。 ・他の加盟国は、「他の妥当な要因」の問題を再度採り上げることには反対であった。 ・電子作業部会としては、上記基準の適用・解釈に関する電子作業部会参加者の意見はディスカッションペーパーに入れないという結論になったが、CCGPにおいて加盟国がこれらの問題を提起するのは自由である。 <p style="text-align: center;">*****</p> <p>○電子作業部会参加者から最初に得られた情報に関する検討・討議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステップ 8 で保留になった多くの規格の例から、その理由として以下の 3 点が整理された。 <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな科学的助言又は別の部会からの追加のガイダンスを入手し、CAC で検討できるようにするため ● 文書全体を当該下部組織に戻さずに、規定を最終的に決定する機会を与えるため ● どのように進めればよいかに関してコンセンサスが得られなかったため <p>○電子作業部会参加者から最初に得られた情報の要約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステップ 8 で規格を保留することが、追加のステップを踏んだ上でコンセンサスに至るための有用な手段となっている場合もあるように思われる。 ・しかし、規格が CAC に提出されても、コンセンサスを妨げている問題が下部組織レベルで解決されていない場合も存在する。 ・ステップ 8 におけるコンセンサスを妨げる要因は、ステップ 8 以前の策定手続きでも規格の進捗を阻んでいる。 ・ステップ 8 で保留になっている全ての規格のうち、遺伝子組換えウシソマトロピン (rBST) とラクTOPAMIN に関する規格以外は、全て CAC で採り上げられている。したがって、この 2 つの規格に焦点を当てれば、どのような要因がコンセンサス実現を妨げているかについて、何らかの洞察が得られるはずである。

- ・両規格に関する CAC や部会のさまざまな報告書を検討すれば、コンセンサスを妨げる主要な要因が、科学的要因以外の要因や WTO にかかわる問題であることが示唆されるのではないかと思われた。

○分析

- ・各種会議の報告書及び提出されたコメントを検討する中で注目されたのは、上記の MRL の採択に反対する人々は、消費者の好みや消費者の信頼感への影響、あるいは国内法で禁止されているなど、科学的要因以外の問題に基づいて反対を表明しているという点である。さらに、人々の健康への影響を懸念して反対する人々もいた。
- ・しかし、JECFA(コーデックスにおいて CAC に助言を行う、権威あるリスク評価機関)では両物質に関して、適正農業規範/適正畜産規範に従って使用すれば、人々の健康に有害な影響を及ぼすことはない結論づけている。
- ・したがって、これらの事例が CAC でコンセンサスを得られなかった根本原因は、「他の要因」及び WTO にかかわる問題にあるように思われた。

○コーデックスの権限の埒外の要因

- ・規格は、コーデックス手続きに従い、科学的根拠に基づいて設定され、コーデックスにおける科学的プロセスは、JECFA や JMPR などの科学的機関によって独立に実施される。
- ・一方で、それぞれの国には、自国のリスク評価及び自国の公衆衛生保護レベルを適用する権利があるが、その評価は、「政府が適用するリスク分析の作業原則」に合致していることが必要である。
- ・「コーデックスの意思決定プロセスにおける科学の役割と、その他の要因の検討範囲に関する原則について」は、「他の要因」をどのように意思決定プロセスに採り入れるべきかについて一定の指針を示すために作られた。
- ・「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」では、他の妥当な要因の検討を認めており(28条)、対策措置を設ける際には「必要以上に貿易を制限することのないように」しなければならないとも述べている(34条)。
- ・したがって、国際規格を設定する中でリスク分析を適用する場合、科学的要因以外に考慮すべき他の要因は、消費者の健康保護及び公正な食品貿易の実践に関連した要因のみに限られる。
- ・ここで問題となるのは、国際規格設定プロセスから見て妥当ではない要因のためにコンセンサスが得られない場合に、現行のコーデックスのメカニズムでは、CAC がどのように作業を進めるべきかについて手続きが示されていないということである。
- ・したがって、検討すべき問題は、規格の採択に対する反対意見が健全な科学的根拠に基づいておらず、世界的に適用可能な他の要因にも基づいていない場合に、CAC がこの状況にどのように対処すべきかという点であり、さらに、進捗を妨げている貿易上の問題に CAC がどのように対処すべきかという問題もある。
- ・「コーデックスの意思決定プロセスにおける科学の役割と、その他の要因の検討範囲に関する原則について」では、CAC の判断の根拠については明確に述べられているが、コーデックスの権限の埒外の要因によってコンセンサスが得られない場合に、議長がこれらの原則をどのように適用すべきかに関しては、明確な指針は示されていない。

○第 27 回 CCGP に対する提言/検討事項

- 1) 現行の規格設定手続き、失敗の認識、難題について、コーデックス加盟国が自由に、率直に議論できるようにするために、ディスカッションを促すか、又はワークショップを行う。
- 2) 議長に対する新たなガイダンスをコーデックス手続きマニュアルに追加する作業は行わない。ただし、現行のガイダンスが全ての部会で一貫して適用されるようにするために、議長に対する研修や支援を行う必要がある。
- 3) コーデックス手続きマニュアルを改訂する新規作業を開始し、第 2 部「批判的検討」、新規作業もしくは規格改訂の提案、又は作業優先順位の確立に係る基準の改訂の提案におけるプロジェクト文書の内容を改訂することで、規格策定時に生じうる難題を早期に明確化できるようにする。これらの議論には、透明性の原則を採り入れることが必要である。
- 4) 「問題・懸念を表明するための書式」(Concern Form)を採り入れる。この書式は CCPR で用いられているが、他の部会で利用できるようにするには修正が必要になると思われる。
- 5) コーデックス手続きマニュアルに示された策定手続きを修正し、「コーデックス規格と関連文書の作成手順」のパラグラフ 5 の最後の文、「CAC によって、規格はステップ 8 で保留に